**平成２８年（フ）第１０６７号**
京都市伏見区醍醐上ノ山町４番地６　プロス上ノ山マンション201号室、前住所京都市右京区西院寿町20番地
破産者　中川　祐司
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第１１０７号**
京都市左京区岩倉長谷町647番地　府営長谷団地２―405号
破産者　野々垣政幸
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第２３９号**
岡山県倉敷市玉島柏島2834番地１
破産者　尾**崎**　信子
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２９年（フ）第１２号**
岡山県倉敷市中畝５丁目11番20号　吉田コーポ202号
破産者　礒本　　学
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２８年（フ）第５３７号**
広島県東広島市安芸津町三津3378番地１
破産者　南　　伸也
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第８６７号**
広島市中区吉島西３丁目６番15―603号
破産者　小田　將司
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第７０号**
広島市中区光南４丁目１番29―401号
破産者　秋末　公仁
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２６号**
高知県須崎市西糺町14番１号　Ｃ棟301号
破産者　中山　　翔
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

**平成２８年（フ）第２７号**
高知県吾川郡仁淀川町中81番地10
破産者　堀田　建喜
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

**平成２９年（フ）第７号**
福岡県田川市大字伊加利209番地５
破産者　菅　　伸一
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

## 破産手続終結

**平成２８年（フ）第２５号**
岡山県真庭市月田7387番地の１
破産者　土井木材株式会社
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所津山支部

**平成２８年（フ）第９１号**
千葉県成田市前林999―３
破産者　株式会社新豊和
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２８年（フ）第４６８号**
東京都八王子市石川町2965番地11アークヒルズ102号
破産者　齋藤　秀雄
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第７６９号**
東京都町田市木曽西３丁目３番地28和幸ハイツ101、開始決定時の住所東京都町田市図師町1645番地３
破産者　佐藤　茂夫
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第５５２号**
川崎市川崎区渡田１丁目17番３号
破産者　株式会社イッコーズ
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２７年（フ）第５５３号**
川崎市川崎区砂子２丁目５番11号りそな川崎ビル６Ｆ、前登記簿上の住所川崎市川崎区渡田１丁目17番３号
破産者　有限会社ケーテック
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第５４３号**
愛知県豊明市沓掛町小廻間34番地72、商業登記簿上の本店所在地名古屋市緑区鳴海町字杜若32番地の３
破産者　有限会社シンクス
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１１号**
島根県安来市広瀬町広瀬703番地
破産者　財団法人安来市開発公社
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部